



Title	<文献紹介> ジョン・R・サール著 『社会世界の形成』 John R. Searle, Making the Social World : The Structure of Human Civilization, Oxford Univ. Press, 2009
Author(s)	早瀬, 勝明
Citation	メタフュシカ. 2014, 45, p. 147-153
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/51528
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

《文献紹介》

ジョン・R・サール著

『社会世界の形成』

John R. Searle, *Making the Social World: The Structure of Human Civilization*,
Oxford Univ. Press, 2009

早瀬勝明

社会科学は、様々なものの存在を前提にしていることが多い。例えば、法学では、法や国家、権利などが存在することを前提に、議論が行われている。それでは、「法が存在する」とは一体どういうことなのだろうか。

1. 本書の目的

本書は、次のような文章から始まる。

「この本が説明しようとするのは、人間の社会的制度的実在の基本的な性質および存在の様態——哲学者たちが本質と存在論と呼ぶもの——である。少し例を挙げよう。国民国家、金、会社、スキークラブ、夏期休暇、カクテルパーティー、そしてフットボールの試合。これらの存在の様態はどのようなものなのか。」(ix)

社会存在論 social ontology。そのややこしさは、次のようなパラドクスを見てもわかる。例えば、「バラク・オバマは合衆国の大統領である」とか、「私が手に持っている紙片は20ドル紙幣である」という言明は、客観的な社会的事実について述べたものである。しかし、これらの事実は、すべて人間の主観的態度によってつくられている。主観的な考えによってつくられた実在に関する事実的、客観的な知識を手にするというのは、どうやって可能になるのだろうか（サールは「社会の哲学 The Philosophy of Society」という新たな哲学分野を提案している）。

サールがこの問いに魅力を感じる理由の一つは、それがより大きな問いの一部だということにある。人間社会の特性に関わる本書の探究は、より一般的な哲学的プロジェクトの一部だとされており、その問いは、簡単に言えば、物理学や化学などによって記述される物理的粒子から成る世界に、人間の意思、志向性、自由意思、社会、倫理、政治的責務などをどう位置づけるのか

というものである。

本書は、サールの前著“The Construction of Social Reality”¹に始まる一連の議論²の続きに位置づけられており、その記述は以前の文献と重なる部分も多い。サールが本書で新たに論じようとしているのは、社会的、制度的実在における言語および言語行為の役割である。

「私は、社会的実在の創造、構成、維持における言語の正確な役割について説明するつもりである。」(ix)

「すべての制度的事実(…)は、私が1975年に「宣言型」と命名したタイプの言語行為によってつくられる。」(11)

2. 条件設定

サールは、あらかじめ、本書の説明が満たすべき条件を2つ挙げている。①二つないし三つの世界のような仮定をしてはならない。本書の課題は、一つの世界における様々な現象を説明することである。②物理学、化学、進化生物学その他の自然科学によって説明される基本的事実 basic facts に配慮した説明でなければならない。

本書では、集団的志向性 collective intentionality という集団的な精神現象が重要な理論的役割の一つを担っている。このような現象を論じようとする、自然科学では説明できない何かミステリアスな仮定をする方向に向かう可能性があるが、その方向性は否定されているのである。社会や制度に関わる説明は、基本的事実と整合するものでなければならず、また、基本的事実でない事実がいかにして基本的事実に依拠し、基本的事実から派生するのかを示すものでなければならない。

3. 概要

自然科学的に説明される事実と整合するかたちで、社会や制度について説明する試み。そこでは、志向性と言語行為に関わるサール自身の理論が用いられる。太陽系や地球、地球にいる生物や生物の生存を可能にするシステムは、物理的粒子から成る。人間の体もそうである。人間の体には脳があり、神経系や神経伝達物質などがあり、それらの働きによって、人間は志向性をもつ。人間に備わる志向性は自然生物学的な現象なのである。そして、志向性には個々人の志向性だけでなく、集団的志向性も含まれる。

集団的志向性によって、地位機能 status functions などの制度の構成要素が生み出され、それらが組み合わさって社会制度が形成される。また、制度やその構成要素が生み出されるプロセスを言語行為の観点から見ると、そこには宣言型の言語行為がある。言語を操り言語行為を行うことも、やはり自然科学で説明可能な現象である。言い換えれば、社会を構成する様々な要素は志向

¹ John R. Searle, *The Construction of Social Reality*, New York: Free Press, 1995.

² 他に、例えば、John R. Searle, *Mind, Language and Society*, Basic Books, 1998 (Chap.5) でも、同様のテーマの議論が行われている。また、John R. Searle, *Rationality in Action*, The MIT Press, 2001 (塩野直之訳『行為と合理性』勁草書房、2008) Chap.2 も参照。

性や言語によって生み出されている。そして、志向性や言語（行為）は自然科学によって説明可能な人間の能力なのである。

本書は、前半（1～5章）で社会存在論の一般理論を示し、後半で特定の問題にその理論を適用するという構成をとる。第1章「本書の目的」では、本書の目的と本書で用いられる基本的な概念装置が示される。そして、前著“The Construction of Social Reality”との違いは、宣言型の言語行為に関わる理論の導入にあるとの説明がなされる。また、Appendix「本書の一般理論と The Construction of Social Reality の特殊理論との比較」が付されている。以下、第2章「志向性」、第3章「集団的志向性と機能の割り当て」、第4章「生物学的な、そして社会的なものとしての言語」、第5章「制度および制度的事実の一般理論：言語と社会的実在」、第6章「自由意思、合理性、そして制度的事実」、第7章「権力：義務論的、背景的、政治的、その他」、第8章「人権」と続き、最後に「結び」となる。

以下では、前半部分の一般論を中心に紹介し、最後に若干のコメントを付すこととする。

4. 概念装置など

本書で中心的な役割を果たす概念装置として、以下のようなものが挙げられている。

地位機能。人間には、物や人に機能を与える能力がある。合衆国大統領や20ドル紙幣がもつ機能は、その物理的構造だけで説明することはできない。つまり、材質やデザインだけで、紙片を「20ドル紙幣」として機能させることはできない。ある紙片が20ドル紙幣として機能するのは、その地位が集団的に認識されているからである。

集団的志向性。地位機能は集団的志向性を拠り所とする。地位機能が働くためには、物や人が当該地位をもつことについて、集団的な受け入れ acceptance ないし認識 recognition がなければならない。集団的な認識の限度で、地位機能は働くのであり、集団的認識によってのみ、紙片は20ドル紙幣になる。なお、認識は、承認 approval とは区別される。積極的な支持ではなく、不承不承認めたり、ただ黙認したりするのも、認識に含まれる。

義務論的な力 deontic powers。例外はあるが、地位機能は義務論的な力を伴う。すなわち、地位機能は、権利、義務、責務その他を生じさせる。

欲求から独立した行為の理由 desire independent reason for action。義務論的な力は、ひとたび認識されると、我々の傾向や欲求から独立した行動の理由を提供する。地位機能は集団的志向性によってつくられ、義務論的な力を伴うことで機能する。地位機能は社会を結びつける接着剤なのである。

構成的ルール constitutive rules。ルールには、規制のルールだけでなく、構成的ルールがある。構成的ルールは規制するだけでなく、規制の対象となる行動を可能にする。構成的ルールは、「CというコンテキストにおいてXはYとみなされる」という形式をもつ。例えば、Xの条件をみたしたバラク・オバマは、合衆国（C）の大統領（Y）とみなされる。これによって、集団的認識なしには機能しない地位が付与され機能することになる。

制度的事実 institutional facts。制度は構成的ルールの体系である。そして、人間の制度がなけ

れば存在できない事実を、生の事実 **brute fact** に対比して、制度的事実という。制度的事実は客観的事実だが、人間の合意や受け入れがあってはじめて存在する。

留意すべきなのは、ここでの「客観」の意義である。サールは、認識論的な意義と存在論的な意義を区別し、存在論的な客観性と主観性は存在に関わるものとする一方、認識論的な客観性と主観性は知識や主張の認識論的な地位に関わるものとしている。ある紙片が20ドル紙幣なのは、誰かの個人的意見の問題ではなく、客観的な事実であるが、同時に、この制度的事実は、人間の主観的態度によって存在する。存在論的に主観的な実在についての、認識論的に客観的な言明というのはどのようにして可能なのか。本書の問いはこのように言い換えることもできる。

5. 集団的志向性、地位機能、義務論的な力

集団的志向性についての一般的に受け入れられた説明は存在しないが、サールは、集団的志向性は個々人の心の中にあり、個々人の心の外に存在する何か得体の知れない思考プロセスのようなものを仮定する必要はないと言う。自然科学によって説明が可能な人間の志向性には、集団的志向性も含まれる。個人的な志向性も集団的な志向性も、個々人の心の中に存在するのであり、集団的志向性の構造は基本的事実と整合的に説明可能なのである。

ただ、集団的志向性が存在するときに、集団の構成員が全く同一の志向性を有しているわけではない。例えば、2人でソースを混ぜるという作業に従事することを考えてみよう。あなたが注ぎ、私がかき回す作業をするとき、2人は同じ目的のために行動しており、私は、あなたが私と2人で同じ目的のために行動していると考えながら、行動している。しかし、私の志向性はあなたの注ぐ行為には及ばない。集団的行動に携わるために、私は他の人が私と協調すると信じ（想定し、前提）しなければならないのであるが、私の意図は他の人の行為に及ばないのである。

ここで、集団的受け入れないし認識と協調 **cooperation** を区別しておく必要がある。集団的な認識や受け入れによって地位は機能し制度がつくられるが、協調までは必要とされない。また、承認も含意しない。現にある制度が好ましくないと考える人でも、他の人たちと共にその制度に関する認識はできるし、制度を前提として行動することができる。

地位機能の特徴は、①その創造と持続のために、集団的志向性が必要とされること、②ある人や他の存在が地位機能をもつのは、物理的構造の故にではなく、ある地位を集団で課しており、その地位が認識されていることにある。

そして、地位機能には義務論的な力が伴い、行為の理由を生む。例えば、合衆国大統領という地位には様々な権限や義務、責務などが付随している。大統領は、与えられた権限を行使することができるし、義務を果たさなければならない。また、大統領以外の人も、大統領の権限行使によって義務などを負うことになる。大統領の命令に従う職責を負う人には、たとえ命令に従うことが自分の欲求や傾向に反しているとしても、大統領の命令に従う理由がある。集団的志向性に支えられた地位機能は、義務論的な力を伴いながら、人々の行動理由を生み、制度を動かすのである。

6. 宣言型言語行為

以上のような概念装置や説明は前著でも示されており、若干の修正はあるものの、本書独自の主張ではない。本書は新たに、言語行為の観点から、制度の創出について論じている。

制度的実在が創造、維持されるため根本概念は、①集团的志向性、②機能の割り当て、そして、③地位機能の宣言型言語行為を可能にするのに十分豊富な内容をもつ言語である。前著“The Construction of Social Reality”では、③は、構成的ルールが存在、あるいは地位機能を付加する手続きに単純化され、それらは「CにおいてXはYと見なされる」という形式をもつとされていた。そのとき検討されず、本書で検討の対象とされているのは、言語行為の理論の観点から見て、その手続きは厳密にどのようなものなのかという問題である。

そして、すべての制度的事実および地位機能は、「宣言型」とサル自身名付けたタイプの言語行為によってつくられると、本書では主張されている。人間の制度は本質的に言語的であり、宣言型言語行為という装置によって、我々は、言語と集团的志向性から社会的制度的実在をつくることのできるのだ、と。

サルは発語内行為の分類法を提案している³が、宣言型とは、ある状態が存在することを宣言し、その状態の存在を生じさせることによって世界を変えるものである。宣言型が首尾よく遂行されれば、命題内容と現実が一致する。例えば、「雪は白い」という言明は断定型に分類され、言葉を世界へ（word-to-world）（↓）という適合方向をもつ。また、約束は行為拘束型であり、世界を言葉へ（world-to-world）（↑）という適合方向をもつ。これに対し、宣言型は、両方の適合方向をもつ（↕）。

言語それ自体は例外だが（言語も制度である）、すべての制度的実在は、宣言型と同じ論理形式をもつ言語行為によってつくられる。サルは、地位機能の制度的実在をつくり出す言語行為を「地位機能宣言型 Status Function Declarations」と名付け、人間の制度的実在のすべては、地位機能宣言型（と同じ論理形式をもった表象）によってつくり出され、維持されると主張する（明確に宣言型の形式をとる言語行為でない場合も含まれる）。

地位機能Yが存在するという宣言によって、そのような事態を生じさせる。これが制度的事実をつくる最も一般的な形式であり、「XはCにおいてYとみなす」という形式の構成的ルールは持続的な宣言型言語行為だと考えられる。ルールそれ自体は持続的地位機能宣言型であるが、ルールが個別事案に適用される場合、受け入れや認識が改めて必要とされるわけではない。適用については、ルールの受け入れの際にすでに黙示的に認識されているからである。例えば、国家の憲法は持続的宣言型として構成的ルールが機能する例の一つである。合衆国憲法は、選挙において多数の投票を得た大統領候補者を次期大統領と見なすという宣言型言語行為によって、そのような事態を成立させている。

宣言型の言語行為は、人間や物に地位を与え機能させるだけでなく、地位を与える対象自体をつくり出すこともできる。典型例は会社で、「XはCにおいてYと見なされる」という場合のX

³ John R. Searle, *Expression and Meaning*, Cambridge Univ. Press, 1979（山田友幸監訳『表現と意味』誠神書房、2006）Chap.1.

は存在しないところで、宣言型の言語行為が遂行され、その結果として、一定の地位機能をもった会社というものが存在することになる。

我々は、言語はあるが統治機関や所有権、結婚、金がない社会を想像することはできる。しかし、統治機関や所有権、結婚、金は存在するが言語はない社会を想像することはできない。それは、言語を獲得していない社会では、宣言型言語行為に対応するものがないからである。言語のないところで制度は発生しえない。ここでは、言語と制度の順番が変わっている。前著『言語行為』⁴でサールは、言語の説明に、ゲームや他の制度的現象との類似を使っていたが、本書での議論は、ゲームや他の制度的現象は言語の観点からのみ説明可能だというものになっている。言語を理解して初めてゲームについて理解することができるのだから、言語の説明にゲームのアナロジーを用いることはできない、と。

7. コメント

サールは、本書の結びで以下のように述べている。本書の考察が社会科学にどのような影響を及ぼすのか、現段階ではわからない。ただ、それぞれの学問分野における基礎的な存在論について理解すれば、当該分野での議論はより深まるだろう。存在論的な問題を考慮せずに研究を進めることが可能な場合もあるだろうが、本書で探求してきたような存在論を強く意識すれば、研究は全体として深化する、と。

社会科学である法学でも、サールの理論を取り上げる意味はあるだろう。法は存在する。法は個人的意見とは無関係に存在し、「法の存在など信じない」と言う人が法を無視して（法に定められた）犯罪を行った場合でも、その人は法によって裁かれる。一方で、法の存在を太陽の存在とまったく同じように語ることはできない。人類が誕生する前から太陽は存在するが、人類誕生以前に法など存在しない。このような法の存在の仕方について、本書の理論を用いて説明を試みることに、十分意味があると思われる。

例えば、今なお法学に大きな影響を与え続けている H.L.A ハートの法理論⁵は、ルールを受け入れ用いる集団の構成員の視点（内的視点）を重視し、法をルールの体系として記述する。サールによる集団的志向性や構成的ルールその他の概念装置や説明は、ハートの理論と相互補完的な関係にあるのか、それとも両立しえないのか。

また、サールは、憲法を構成的ルールの一例として挙げているが、憲法の規定の解釈が分かれるような場合をどう説明するか。例えば、合衆国憲法修正第 14 条が女性の中絶の権利を認めているかどうかの問題は、連邦最高裁判所の裁判官の間でも見解が分かれる法的な問題である。このような問題状況を、すなわち、憲法の存在を共通の前提としつつ、その解釈適用について見解が分かれるという状況を、どのように説明すればよいか。

サールの志向性や言語行為の理論、それを前提にして展開される社会存在論。当然これらはすべて批判的検討の対象となる。その議論の仕方として、基礎理論に関わる一般的な議論を行う他

⁴ John R. Searle, *Speech Acts*, Cambridge Univ. Press, 1969 (坂本百大・土屋俊訳『言語行為』勁草書房、1986)。

⁵ H.L.A Hart, *The Concept of Law*, Oxford Univ. Press, 1961 (矢崎光圀監訳『法概念』みすず書房、1976)。

『社会世界の形成』

に、法学など社会科学の特定分野への適用や応用の作業を通じて理論の妥当性を吟味することも考えられよう。検討の価値はあると思われる。

(はやせかつあき 哲学哲学史・博士後期課程)